

令和8年度 補助金制度のご案内



厚生労働省「エイジフレンドリー補助金」

昨年度も
利用された
お客様多数!

60歳以上の労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による**職場環境等の改善**、**安全衛生対策の実施等に要する費用**の一部に対する補助金です。

リスクアセスメント結果を踏まえた職場環境改善・設備導入 (専門家総合対策コース 第2段階B)

補助対象事業者	中小企業事業者で、1年以上事業を実施しており、役員を除く自社の労災保険適用の 60歳以上の労働者が常時1名以上就労 していること。
補助率	1/2
補助上限額	100万円 (消費税を除く) ※専門家総合対策コース1段階A、2段階Cと合算での上限となります。
注意事項	※複数コース併せての申請はできません。 ※補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ※高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。 ※交付決定前の発注・契約・購入・工事着手は補助対象外となります。

第2段階Bの申請には

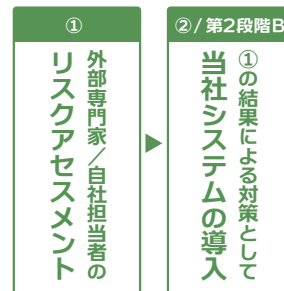
外部専門家による
リスクアセスメント

または

自社安全衛生
担当者等による
リスクアセスメント

のいずれかが必要です。

※申請イメージ



制度の対象になる可能性はあるか、**裏面のチェックシート**をご確認ください。

申請期間

令和8年5月20日～令和8年10月31日

※ただし専門家総合対策コース第1段階の申請期限は令和8年8月31日まで。
※予算額に達した場合は受付期間の途中で受付けを終了する場合があります。

補助対象となる改善対策

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 持ち上げ・運搬作業における身体的負担の軽減
- 重量物取扱いにおける労災対策（腰痛予防）

当社製品で対象となる対策

- 重量物搬送機器・リフトの導入
- 重筋作業を補助する助力装置の導入

補助金活用 事前チェックシート

※補助金の採択・交付を保証するものではありません。

※本チェックシートは補助金活用の可能性を確認するためのものであり、申請書類ではありません。

■ 補助対象の確認【すべて必須】

- 中小企業事業者に該当する
- 1年以上事業を実施している
- 60歳以上の労働者が常時1名以上就労している
- その労働者は、役員ではなく、労災保険の適用対象である

■ 高齢労働者の対象作業の確認【該当項目があるか確認】

- 重量物を手で持ち上げている
- 重量物を押す・引く・運ぶ作業がある
- 腰を曲げる、ひねる、無理な姿勢での作業がある
- 2人以上で持ち上げている作業がある
- 台車・パレット・作業台などへの積み替えがある
- 腰痛・転倒・落下・挟まれなどの不安がある
- ヒヤリハットや過去の労災・不安全作業がある

■ リスクアセスメントについて【社内対応可否の確認】

- 社内に安全衛生担当者等がいる
例：安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等
- 現場の危険作業を把握している担当者がいる
例：工場長、現場責任者、作業責任者等
- 現在の作業リスクを洗い出せる
- リスク低減策として、搬送機器・リフト等の導入を検討できる
- 現場写真を用意できる（現場・対象労働者が作業している様子など）

■ 発注タイミング【必須】

- 発注・契約・購入・工事着手を交付決定後に調整できる
- まだ対策の設置工事に着手していない

製品・現場改善のご相談はこちら

重量物搬送・リフト導入など、
現場改善に関するご相談は当社までお問い合わせください。

株式会社 グリーンプラス
info@gnplus.com
06-6351-8092

※当社営業担当の名刺を
お持ちの方はそちらまで
ご連絡ください

補助金制度の詳細はこちら

制度の応募要項・様式・Q&A等は、
補助金公式ページ・資料を
ご確認ください。
※当社では補助金の採択・交付を
保証するものではありません。



補助金公式ページ